

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学公開講座等企画委員会要項</b> (平成18年12月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総務担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 本学の専任の教授 8名</p> <p>(3) <u>総務部長</u></p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>総務部</u>社会連携推進課において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学アカデミックパートナーズプログラム管理運営委員会要項</b> (平成17年9月13日総長裁定)</p> <p>(委員)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>総務部長</u>、財務部長及び学生部長</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第4 (事務担当)</p> <p>第5 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て<u>総務部</u>社会連携推進課において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>教育制度委員会規程</b> (平成16年6月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (略)</p>	<p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総務担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 本学の専任の教授 8名</p> <p>(3) <u>企画部長</u></p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>企画部</u>社会連携推進課において処理する。</p> <p>(委員)</p> <p>第3 }</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>企画部長</u>、財務部長及び学生部長</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第4 (事務担当)</p> <p>第5 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て<u>企画部</u>社会連携推進課において処理する。</p> <p>第3条 }</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) <u>学生部長</u>  (4) } (略)  2 }  3 }  4 }  (中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>学生部教務課</u>において処理する。  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学教職教育委員会要項</b>  (昭和59年1月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。  (1) 教育学研究科長  (2) 研究科の教授 各1名  (3) その他総長が必要と認める教授又は<u>助教授</u> 若干名  2 } (略)  3 }  (中 略)</p> <p>第7 委員会に幹事を置き、<u>学生部教務課長</u>及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>学生部教務課</u>において処理する。  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学教務事務電算管理運営委員会要項</b>  (平成元年1月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。  (1) 各研究科の専任の教授、<u>助教授</u>又は講師各1名  (2) 高等教育研究開発推進機構の推薦する教授、<u>助教授</u>又は講師1名  (3) <u>学生部長</u>及び情報環境部長  2 } (略)  3 }  (後 略)</p>	<p>(3) <u>教育推進部長</u>  (4) } (同 左)  2 }  3 }  4 }</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3 } (同 左)  (1) }  (2) }  (3) その他総長が必要と認める教授又は<u>准教授</u> 若干名  2 } (同 左)  3 }</p> <p>第7 委員会に幹事を置き、<u>教育推進部教務企画課長</u>及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3 (同 左)</p> <p>(1) 各研究科の専任の教授、<u>准教授</u>又は講師各1名  (2) 高等教育研究開発推進機構の推薦する教授、<u>准教授</u>又は講師1名  (3) <u>教育推進部長</u>及び情報環境部長  2 } (同 左)  3 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学社会貢献推進検討委員会要項</b> (平成14年10月22日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 研究科の教授又は<u>助教授</u> 6名</p> <p>(4) 研究所及びセンターの教授又は<u>助教授</u> 2名</p> <p>(5) 附属図書館長</p> <p>(6) <u>学生部長</u></p> <p>(7) } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学生部教務課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>FD研究検討委員会規程</b> (平成18年12月5日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育・学生担当の理事</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は<u>助教授</u> 各1名</p> <p>(3) <u>学生部長</u></p> <p>(4) その他総長が必要と認める者若干名</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>学生部教務課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学埋蔵文化財研究センター要項</b> (昭和52年7月5日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 センターに、必要に応じて、<u>助教授</u>、<u>助手</u>その他の職員を置く。</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>第6条 }</p>	<p>第3 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 研究科の教授又は<u>准教授</u> 6名</p> <p>(4) 研究所及びセンターの教授又は<u>准教授</u> 2名</p> <p>(5) 附属図書館長</p> <p>(6) <u>教育推進部長</u></p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育・学生担当の理事</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は<u>准教授</u> 各1名</p> <p>(3) <u>教育推進部長</u></p> <p>(4) その他総長が必要と認める者若干名</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>(同 左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第4条 センターに、必要に応じて、<u>准教授</u>、<u>助教</u>その他の職員を置く。</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>第6条 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) センター長  (2) センターの研究部の主任  (3) 前2号以外の学内の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名  (4) <u>施設・環境部長</u></p> <p>3 } (略)  4 }  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学アフリカ地域研究資料センター要項</b>  (平成8年2月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5 センターに、センターの運営に関し、連絡調整するため、連絡会議を置く。</p> <p>2 連絡会議は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) センター長  (2) 教授及び<u>助教授</u>の所員  (3) 前2号以外の京都大学の教授又は<u>助教授</u>のうちからセンター長の委嘱した者 若干名  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学身体障害学生相談室要項</b>  (昭和55年10月1日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 室長  (2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は<u>助教授</u> 各1名  (3) その他総長が必要と認める教授又は<u>助教授</u> 若干名</p> <p>2 } (略)  3 }  (中 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要項は、昭和55年10月1日から実施する。</p> <p>2 } (略)  3 }</p> <p>4 相談室の庶務は、当分の間、<u>学生部教務課</u>において処理する。  (後 略)</p>	<p>2 } (同 左)  (1) }  (2) }  (3) }</p> <p>(4) <u>施設環境部長</u></p> <p>3 } (同 左)  4 }</p> <p>第5 } (略)  2 }</p> <p>(1) センター長  (2) 教授及び<u>准教授</u>の所員  (3) 前2号以外の京都大学の教授又は<u>准教授</u>のうちからセンター長の委嘱した者 若干名</p> <p>第6 (同 左)</p> <p>(1) 室長  (2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は<u>准教授</u> 各1名  (3) その他総長が必要と認める教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>2 } (同 左)  3 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 } (同 左)  2 }  3 }</p> <p>4 相談室の庶務は、当分の間、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学教室系技術職員に係る組織要項</b> (平成3年1月22日総長裁定)</p> <p>(前 略) (総合技術部に関する事務)</p> <p>第8 総合技術部に関する事務は、<u>人事部</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学男女共同参画推進事務室要項</b> (平成17年10月3日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 事務室に室長、室長補佐及び室員を置く。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 室長補佐は、総務部総務課長及び<u>人事部</u>職員課長をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 室員は、<u>総務部及び人事部</u>の職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学内部監査規程</b> (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部並びに<u>医療技術短期大学部</u>をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。 (中 略)</p>	<p>(総合技術部に関する事務)</p> <p>第8 総合技術部に関する事務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>第3 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 室長補佐は、総務部総務課長及び職員課長をもって充てる。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>6 室員は、<u>総務部</u>の職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。</p> <p>7 (同 左)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p>

改 正 前	改 正 後																						
<p>(監査の通知)</p> <p>第13条 監査室長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長(医療技術短期大学部にあつては、部長。第16条において同じ。)に文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学公印規程</b> (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者(以下「公印制定者」という。)が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印並びに医療技術短期大学部学長の印 総務部総務課長</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2 (中 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部の事務組織の室長、課長、センター長の印</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療技術短期大学部の印</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>医療技術短期大学部学長の印</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>医療技術短期大学部部長の印</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学事務委任等規程</b> (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第11条 医療技術短期大学部(以下この条において「短期大学部」という。)に係る第3条及び第4条第1項の委任並びに第4</p>	種類	寸法	(略)		本部の事務組織の室長、課長、センター長の印	20	部局事務部の事務長、課長、室長の印		医療技術短期大学部の印	30	医療技術短期大学部学長の印	30	医療技術短期大学部部長の印	30	<p>(監査の通知)</p> <p>第13条 監査室長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長に文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部の事務組織の室長、課長、センター長の印</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第11条 削除</p>	種類	寸法	(略)		本部の事務組織の室長、課長、センター長の印	20	部局事務部の事務長、課長、室長の印	
種類	寸法																						
(略)																							
本部の事務組織の室長、課長、センター長の印	20																						
部局事務部の事務長、課長、室長の印																							
医療技術短期大学部の印	30																						
医療技術短期大学部学長の印	30																						
医療技術短期大学部部長の印	30																						
種類	寸法																						
(略)																							
本部の事務組織の室長、課長、センター長の印	20																						
部局事務部の事務長、課長、室長の印																							

改 正 前	改 正 後
<p>条第2項の専決については、<u>短期大学部並びに短期大学部部长及び短期大学部事務長をそれぞれ部局並びに部局の長及び部局の事務長とみなして、第3条、第4条第2項第7号、第10号及び第11号の規定を適用する。</u> (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学招へい外国人学者等受入要項</b> (昭和52年3月22日総長裁定)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 外国人研究者で次の各号に該当するものは、<u>京都大学招へい外国人学者</u>（以下「招へい外国人学者」という。）として受け入れるものとする。 (1) } (略) (2) } (3) 本学の教授、助教授又は講師と同等以上の資格があると認められる者であること。 (中 略)</p> <p>6 次の各号に掲げる者で本学の申請又は推薦によるものは、<u>招へい外国人学者</u>として受け入れる場合を除くほか、<u>京都大学外国人共同研究者</u>（以下「外国人共同研究者」という。）として受け入れるものとする。 (1) <u>日本学術振興会の国際交流事業</u>により招へいされる外国人研究者 (2) <u>日本国際教育協会の帰国外国人留学生短期研究制度</u>により招へいされる外国人研究者 (3) <u>京都大学教育研究振興財団</u>の国際交流の促進に対する助成事業により招へいされる外国人研究者 (4) <u>科学研究費補助金</u>により招へいされる外国人研究者 2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学スペース・コラボレーション・システム事業実施要項</b> (平成7年12月12日総長裁定) (前 略)</p> <p>第6 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 研究科の教授又は助教授 各1名 (2) 宇治地区の部局の教授又は助教授 1名</p>	<p>1 } 2 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) 本学の教授、<u>准教授</u>又は講師と同等以上の資格があると認められる者であること。</p> <p>6 次の各号に掲げる者で本学の申請又は推薦によるものは、<u>招へい外国人学者</u>として受け入れる場合を除くほか、<u>京都大学外国人共同研究者</u>（以下「外国人共同研究者」という。）として受け入れるものとする。 (1) <u>独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業</u>により招へいされる外国人研究者 (2) <u>独立行政法人日本学生支援機構</u>の帰国外国人留学生短期研究制度により招へいされる外国人研究者 (3) <u>財団法人京都大学教育研究振興財団</u>の国際交流の促進に対する助成事業により招へいされる外国人研究者 (4) <u>科学研究費補助金</u>により招へいされる外国人研究者 2 (同 左)</p> <p>第6 (同 左)</p> <p>(1) 研究科の教授又は<u>准教授</u> 各1名 (2) 宇治地区の部局の教授又は<u>准教授</u> 1名</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) 原子炉実験所の教授又は<u>助教授</u> 1名  (4) 霊長類研究所の教授又は<u>助教授</u> 1名  (5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2  (略)  3  (中 略)</p> <p>第10 委員会に関する事務は、<u>学生部教務課</u>において処理する。  (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学構内交通規制要項</b>  (平成3年10月1日総長裁定)</p> <p>第1 (略)  (入構の許可)</p> <p>第2 自動車を運転して入構しようとする者は、当該構内に所在する関係部局の長 (<u>医療技術短期大学部</u>にあっては、<u>部長</u>。以下<u>同じ</u>。) の定めるところに従い、その許可を受けなければならない。  (後 略)</p>	<p>(3) 原子炉実験所の教授又は<u>准教授</u> 1名  (4) 霊長類研究所の教授又は<u>准教授</u> 1名  (5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2  (同 左)  3</p> <p>第10 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第1 (略)  (入構の許可)</p> <p>第2 自動車を運転して入構しようとする者は、当該構内に所在する関係部局の長の定めるところに従い、その許可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則  この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>